

令和 年 月 日

保護者様

愛知県立岡崎聾学校長 鹿嶋 浩

治癒報告書の提出について（お願い）

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
この度は、感染症拡大防止のため、お子様に出席停止の措置をとらせていただきました。登校再開に伴い、病気が治癒又は感染の恐れがないことの確認が必要となります。  
お忙しいところ申し訳ございませんが、医療機関に登校可能かどうかを確認し、保護者でこの治癒報告書に御記入ください。

なお、これまでは医療機関にお願いしており、無料で記入していただいておりますが、今後は医療機関の負担軽減を図るため、医療機関で記入はしませんので、御承知おきください。また、御不明な点は、担任又は養護教諭にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症については、感染及び感染の疑い等で医療機関や保健所からの指示により登校しなかった場合のみ、この用紙を提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ き り と り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 治癒報告書

令和 年 月 日

愛知県立岡崎聾学校長殿

部 年(歳) 組

(病名： )が治癒又は感染の恐れがなく登校可能と

医療機関で判断されましたので報告します。

(出席停止期間： 月 日 ～ 月 日まで)

医療機関名

受診日

月 日( )

## 学校で予防すべき感染症及び出席停止の基準

	病名	出席停止の基準	
第一種	新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」） エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚部は3日）を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	